

工場主の諸君に相告り、故意の表して承認し得べし、その承認し得べし以上、工場主任
 管上如何に之を承認スルノ意思なきヲ請ひせらるる連ニ在諾ヲ子ハ之ヲ諸士カ歎願
 書ニ於テ述ハせん如ク工場全員一致シ工場今後ノ発展ニ貢献セラレニ付テ之ヲ謹ム

3. 3. 7
 4 3

勞秘第三四八號

昭和三年二月二十九日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

社會局長 官 殿

神奈川、千葉、埼玉

各縣知事 殿

鈴木啓正工場労働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨
 工場側ハ職工三三名ヲ解雇シ二十五ヨリ閉場シタルモ出勤者十名
 二過デガナル為引續キ休業ヲナシ爭議團側ト折衝中